

加茂市広告掲載要綱

令和元年8月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、加茂市が自主財源の強化のために、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 加茂市が管理する資産や広報印刷物等のうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載の対象となる内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 法令若しくは条例に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動又は社会問題についての意見広告、個人的宣伝その他これに類するもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの。
- (5) 誇大な表現、不当表示その他表現方法が不適當なもの。
- (6) 市、国又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの。
- (7) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めたもの。

(広告掲載の対象者)

第4条 広告掲載できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (3) その他別に定める要件。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、広告料等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集、選定等の方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申し込みがあったときは、第3条及び第4条に規定する要件について審査し、掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、掲載決定後、市長が指定する期日までに、市の発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告代理店への業務委託)

第9条 市長は、広告の募集、広告の作成等の業務を広告代理店に委託することができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申し込みによって掲載の決定がなされたとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第11条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。